

川越・東松山民商 春の運動ニュース ^{R5/1/18} NO.2

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商のホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

自主申告・納税相談の権利を守り、 民商への弾圧を許さない運動に参加を！

岸田政権が去年の12月に閣議決定した「2023年度税制改正大綱」に、衝撃が走っています。この中に「税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設等」を盛り込まれています。

政府が企んでいる「命令制度」は、税理士等でない者が反復して税務相談を行うことを停止させるもので、相談への停止命令を発する権限が財務大臣に、相談を行った者への質問検査権が国税庁長官・税務署に与えます。

命令違反には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金、国税庁長官・税務署の質問検査の拒否や虚偽答弁は30万円以下の罰金を科すなど、厳しい罰則で取り締まろうとしています。

国による自主申告運動への介入は許さない

民商で行う会員同士が集まって、学習し教え合う班会を違法と決めつけ、やめろと命令が出せるようにしようという事です。

税金について、わからないことを相談したり、教えあうことは国民の当然の権利です。納税者同士の税金相談に国家権力が介入し、厳罰で停止させることは憲法第11条の基本的な権利、第13条の個人の尊重、幸福追求権、第21条の集会・結社の自由、第28条の団結権に違反するもので、断じて許すわけにはいきません。

納税者の権利擁護を求める緊急署名に取り組みます

岸田政権はこの法案を23日召集予定の通常国会へ提出しようとしています。緊急を要することです。同封の署名を、事務所または班会に届けてください。署名の提出は、だれにでもできる意思表示です。自公政権の横暴を許さない運動に、一人一人が参加をしてください。よろしくお願いします。

自主申告運動の擁護・発展をめざす緊急集会

1月26日(木) 午後3時～5時

Zoom ミーティング

ID 833 2682 6900

パスワード 132198

編集後記 東京商工リサーチは16日に公表した集計で、2022年の1年間に企業の「休業・解散」が全国で4万9625件発生し、2年ぶり増加に転じました。20年の4万9698件に次ぐ過去2番目の高水準となり、産業別では、飲食業や宿泊業など「サービス業他」で1万5876件。次いで建設業で8079件、小売業5559件と続きます。段階的な資金繰り支援の縮小に加え、相次ぐ原材料価格の高騰などで経営が圧迫されたと分析。物価上昇に歯止めがかからない今、岸田政権は軍拡ではなく中小業者支援に目を向けるべきです。

